

第 16 回南幌町農業委員会総会議事録

令和 6 年 8 月 2 9 日（木）午前 9 時 0 0 分より、役場各種委員会室において第 16 回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	武	良	敏	則
2	番	南		則	之
3	番	江	郷		弘
4	番	上	野	勇	樹
5	番	久	保	正	彦
6	番	野	呂田	雄一	郎
7	番	青	木	義	春
8	番	山	田		浩
9	番	背	尾	裕	典
11	番	高	島	茂	和
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者 10 番 立 川 久 彦

本日の議案は次のとおり

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 議案第2号 農用地等のあっせん申出について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

事務局出席者 事務局長 砂田 隆樹
農地係主査 森川 真由美

議長 これより、第 16 回南幌町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席者は 11 名でございます。立川委員におかれましては、欠席の届が出されております。
ただちに本日の会議を開きます。

日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第 14 条の規定により議長において指名いたします。3 番 江郷 委員、4 番 上野 委員 以上ご兩名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。第 16 回南幌町農業委員会総会は、8 月 29 日 本日 1 日限りといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第 16 回南幌町農業委員会総会は、8 月 29 日 本日 1 日限りと決しました。

日程第 3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。

令和 6 年 7 月 29 日、第 15 回農業委員会総会を開催した。

8 月 9 日、利用調整会議を開催し、関係委員出席した。

8 月 21 日、令和 6 年度新規就農者激励会が南幌町農業協同組合で開催され、会長出席した。

以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでございますので、報告済みといたします。

議 長 日程第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

農地法第3条の3第1項の規定により、農地の権利取得の届出があったので報告する。

令和6年8月29日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第1号について説明いたします。農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、3件でございます。

1件目の権利を取得した者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で1, 509㎡となります。届出をした日は、令和6年7月〇〇日。取得した事由は、所有者（〇〇 〇〇）の死亡による相続となっております。

2件目の権利を取得した者は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇号、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で3, 582㎡となります。届出をした日は、令和6年7月〇〇日。取得した事由は、所有者（〇〇 〇〇〇）の死亡による相続となっております。

3件目の権利を取得した者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇番の〇、田で8, 052.00㎡他計12筆ございまして、63, 039.50㎡となります。届出をした日は、令和6年7月〇〇日。取得した事由は、所有者（〇〇〇 〇）の死亡による相続となっております。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出については、報告済みといたします。

議長 日程第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、賃貸借の合意解約した旨の通知があったので可否について意見を求める。

令和6年8月29日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、1件でございます。

賃貸人は、札幌市〇区〇〇〇条〇丁目〇番〇〇号、〇〇 〇〇。賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇番の〇、田で9,495㎡となり、賃貸借の合意解約日は、令和6年8月〇〇日でございます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、採決を行います。
お諮りいたします。議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 日程第6 議案第2号 農用地等のあっせん申出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号 農用地等のあっせん申出について。

南幌町農地移動適正化あっせん基準第6条第2項第1号の規定により農用地等のあっせん申出があったので、同条第3項第2号により相手方を選定し、同条第4項の規定によりあっせん委員の指名を願う。

令和6年8月29日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第2号について説明いたします。農用地等のあっせん申出につきましては、1件でございます。

あっせん申出者は、札幌市〇区〇〇〇条〇丁目〇番〇〇号、〇〇 〇〇。あっせん申出地は、空知郡南幌町〇〇〇番の〇、田で9,495㎡となります。

説明は以上でございます。

1番 議長 1番

議長 1番 武良 委員

1番 只今申出のありましたあっせんの相手方ですが、申出地の利用条件等を考え、〇〇 〇〇氏が適格であると提案いたします。

議長 只今、武良委員より相手方の選定について提案がありました。これより相手方の選定について質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、あっせん委員の指名について、事務局の説明を求めます。

事務局 あっせん委員の指名につきましては、あっせん申出者及び相手方の地区などを考え、1番 武良委員、3番 江郷委員、6番 野呂田委員が適当であると提案いたします。
説明は以上でございます。

議 長 あっせん委員については、事務局より提案がありましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第2号 農用地等のあっせん申出については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 **日程第7** 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。
農地法第3条第1項の規定により、許可申請があったので、可否の決定を求める。
令和6年8月29日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第3号について説明いたします。農地法第3条の規定による許可申請につきましては、所有権移転によるものが1件でございます。

譲渡人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。
譲受人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇。
土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、
畑で4, 315㎡他計3筆ございまして、35, 335㎡となります。申請理由は、譲渡人は、農業を継いでいる孫に農地を譲渡したい。譲受人は、祖母の意を受けて譲受し、今後とも農業に専念したい。

別にお配りしている資料1 農地法第3条調査書により説明いたします。資料1をご覧ください。

第2項第1号は譲受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれることから該当しない。同項第2号は、譲受人は個人であり該当しない。同項第3号は、信託ではないので該当しない。同項第4号は、譲受人は年250日農作業に従事していることから該当しない。同項第5号は、所有権移転につき該当しない。同項第6号は、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから該当しないものとしています。

なお、南委員が現地の調査を行い、周辺の農地の利用状況、農薬など地域に影響をもたらす問題はないことを確認しております。

以上のことから、いずれも農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。

説明は以上でございます。

議長 只今の説明に関連して、現地調査にあられた委員より補足説明があれば、お願いいたします。

2 番 議長2番

議 長 2 番 南 委員

2 番 この件につきまして、現地調査を行いました。周辺農地への影響等はないものと思われま。以上です。

議 長 事務局の説明及び委員からの補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 日程第8 議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。
旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により南幌町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。
令和6年8月29日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第4号について説明いたします。農用地利用集積計画の決定につきましては、所有権移転が1件、利用権の設定が1件でございます。初めに所有権移転から説明します。

整理番号6の8の1の買い手は、〇〇〇〇〇〇〇。売り手は、

空知郡南幌町〇〇〇丁目〇番〇号、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で1, 711㎡他計8筆ございまして27, 232㎡となります。価格につきましては、〇, 〇〇〇, 〇〇〇円となります。

以上、集積計画の内容につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第4号 農用地利用集積計画の決定
所有権移転については、提案のとおり承認することにご異議あり
ませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認する
ことに決しました。

次に、利用権の設定 整理番号6の8の1につきましては、農
業委員会法第31条、議事参与の制限により武良委員の退席を求
めます。

退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、武良委員は退席する。)

議長 休憩を閉じ、会議を再開します。事務局の説明を求めます。

事務局 続きまして、利用権の設定 整理番号6の8の1の借り手は、
空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。貸し手は、
空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきま

しては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で57,756㎡他計5筆ございまして、156,807㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年8月〇〇日までの〇年間となります。

以上、集積計画の内容につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。お諮りいたします。利用権の設定 整理番号6の8の1については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

退席されております武良委員が席に着くまでの間、暫時休憩といたします。

(暫時休憩し、武良委員は着席する。)

議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

議長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。

第16回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第 16 回南幌町農業委員会総会
は只今を以って閉会といたします。

(午前 9 時 1 8 分 終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

3 番

4 番